

意見書第1号

少人数学級及び教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度  
の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条及び会議規則第14条第2項の規定により、別紙  
のとおり意見書案を提出する。

令和4年6月27日

提出者 総務文教委員会委員長 渡 辺 久 治

## 少人数学級及び教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度の拡充を 求める意見書（案）

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置等解決すべき課題が山積しており、子供の豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により小学校の学級編制基準が段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施が必要である。

加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編成標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。

こうした観点から、2024年度政府予算編成において下記の措置を講じられるよう強く要請する。

### 記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実現ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月27日

鹿児島県阿久根市議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
文部科学大臣 殿